

多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向

平成30年6月8日

金融庁 / 消費者庁 / 厚生労働省（自殺対策推進室） / 法務省

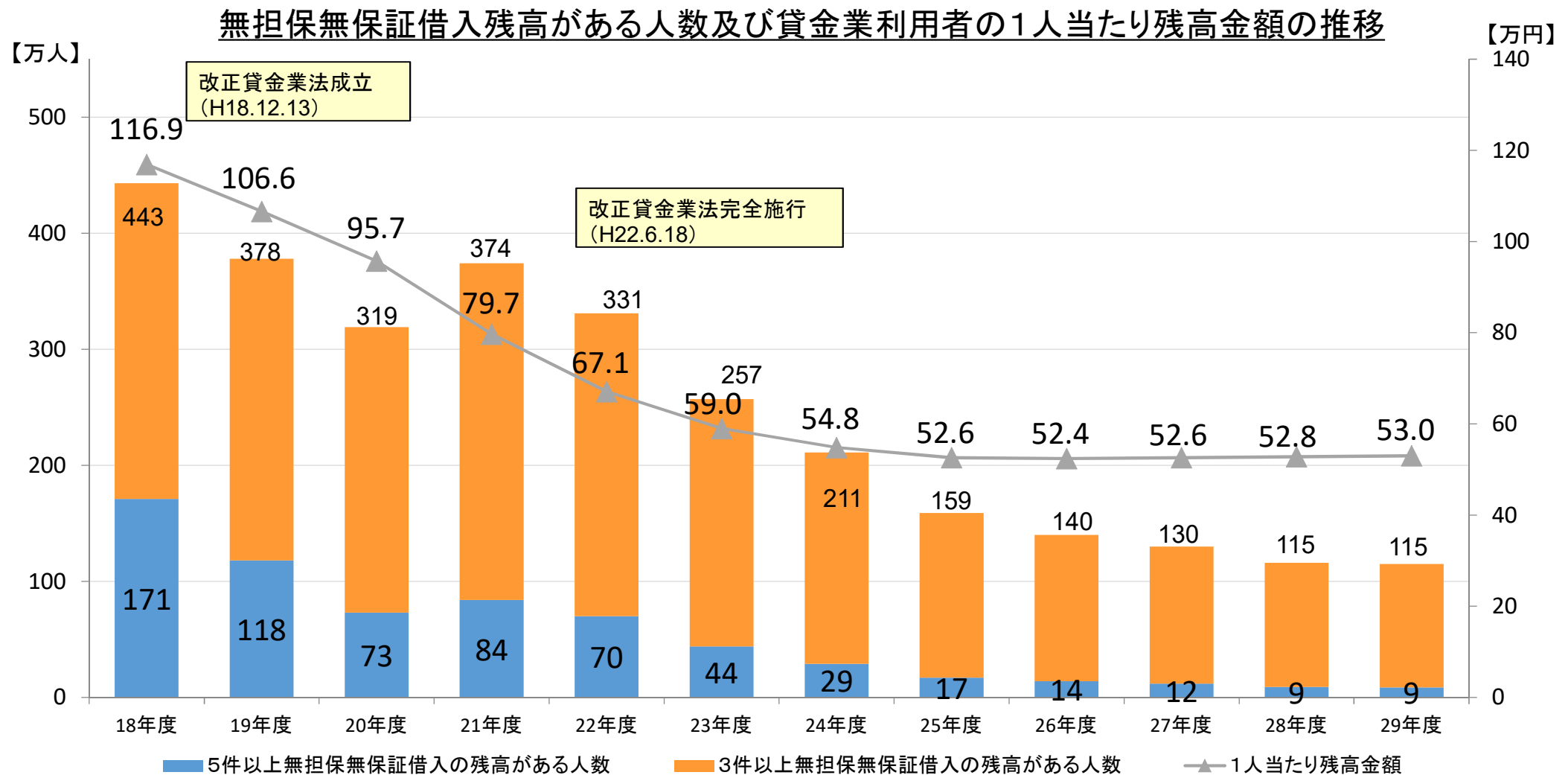
目 次

1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移	・・・	1
2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	・・・	3
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	・・・	4
4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況	・・・	8
5. 多重債務が原因とみられる自殺者数	・・・	10
6. 自然人の自己破産事件の新受件数	・・・	12
7. 銀行のカードローンについて	・・・	13
8. ギャンブル等依存症対策の動向	・・・	18

1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移

多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



(出典) (株)日本信用情報機構 ※統計値は平成30年3月31日時点

【参考】貸金業利用者に関する調査・研究（結果概要）

1. 調査内容

- (1) 調査期日 平成30年3月時点【前回：平成28年11月時点】
- (2) 調査対象 20～70代の男女（有効回収サンプル：(1)51,857サンプル、(2)～(4)4,423サンプル）
- (3) 調査手法 インターネットによるアンケート調査

2. 調査概要

(1)「3年以内借入経験者」の割合

- 最近3年以内に「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」、「消費者金融からの借入れ」、「商エローンからの借入れ」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかの利用経験がある「3年以内借入経験者」は7.3%【前回比 0.2ポイント増】

(2)「3年以内借入経験者」の借入目的

- 「3年以内借入経験者」の消費者金融の利用目的は「生活費不足の補填」が45.0%【前回比 6.8ポイント増】と最多、次いで「欲しいもの購入への資金不足のため」が22.5%【前回比 2.5ポイント減】、「クレジットカードの支払資金不足の補填」が20.5%【前回比 1.2ポイント減】

(3)「3年以内借入経験者」の『無登録業者（ヤミ金融）』の利用経験

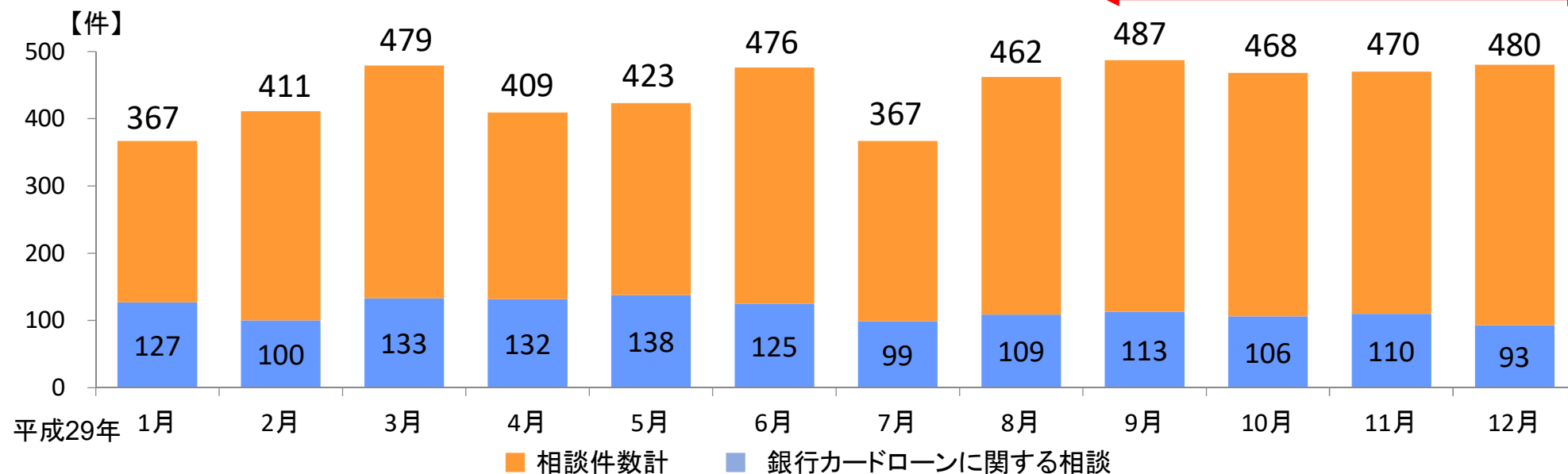
- 「3年以内借入経験者」のうち、『無登録業者（ヤミ金融）』の利用経験がある者は4.6%【前回比 2.0ポイント減】
- 利用目的は「借入れが限度額に達した」が28.4%【前回比 0.6ポイント減】と最多、次いで、「貸金業者から断られたため」が26.6%【前回比 5.5ポイント減】

(4)銀行カードローン利用者の借入等の状況

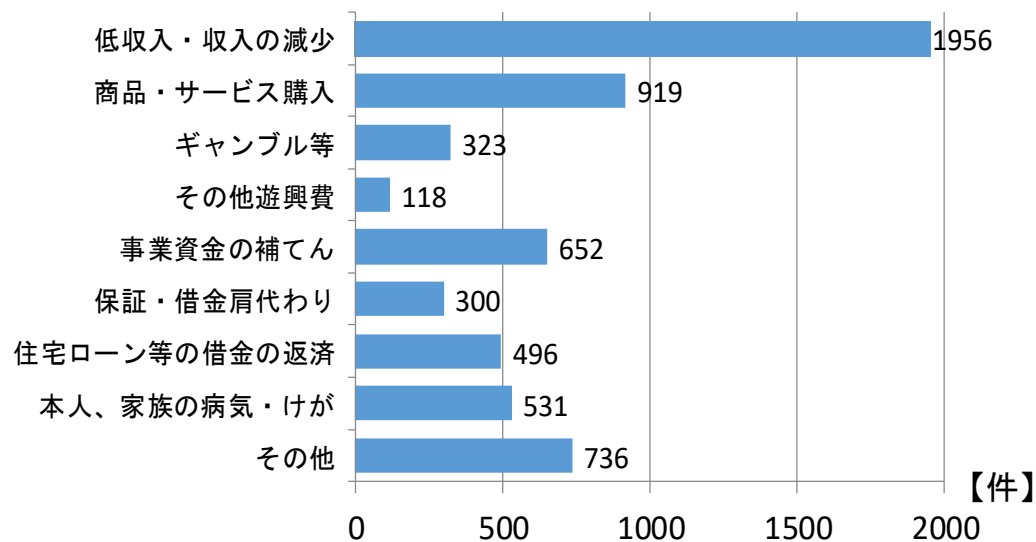
- 3年以内に銀行カードローンを利用した経験がある者は4.2%【前回比同】
- 利用目的は「生活費不足の補填」が45.8%【前回比 4.0ポイント増】と最多、次いで「クレジットカードの支払い資金不足の補填」が22.9%【前回比 2.0ポイント減】。なお「年収の3分の1まで借り入れ可能等の条件がないため」は4.1%【前回比 0.4ポイント減】
- 銀行カードローンを利用した経験がある者のうち、3年以内に貸金業者から借入れをした経験がある者は63.4%【前回比 0.3ポイント減】

2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況

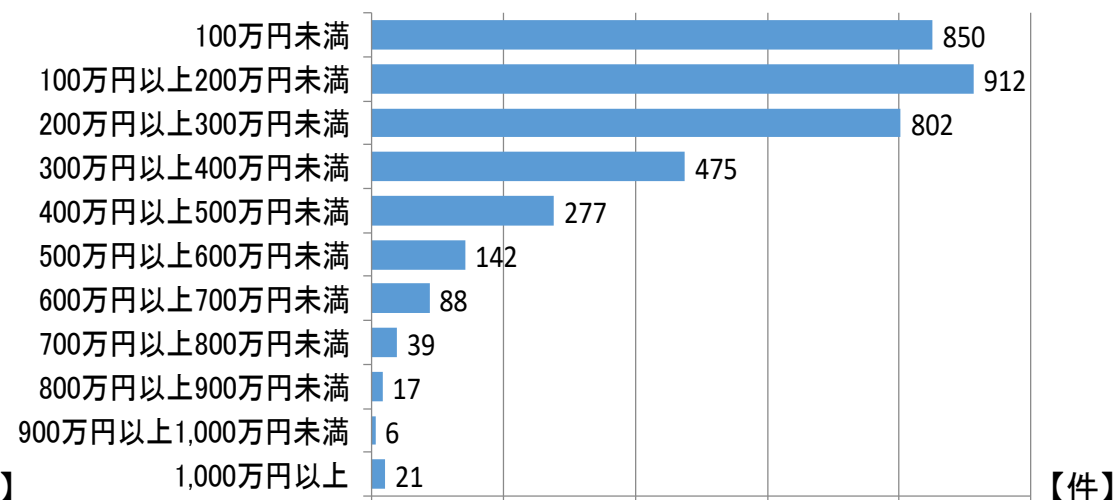
■財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移



■相談者の借金をしたきっかけ(複数回答可)

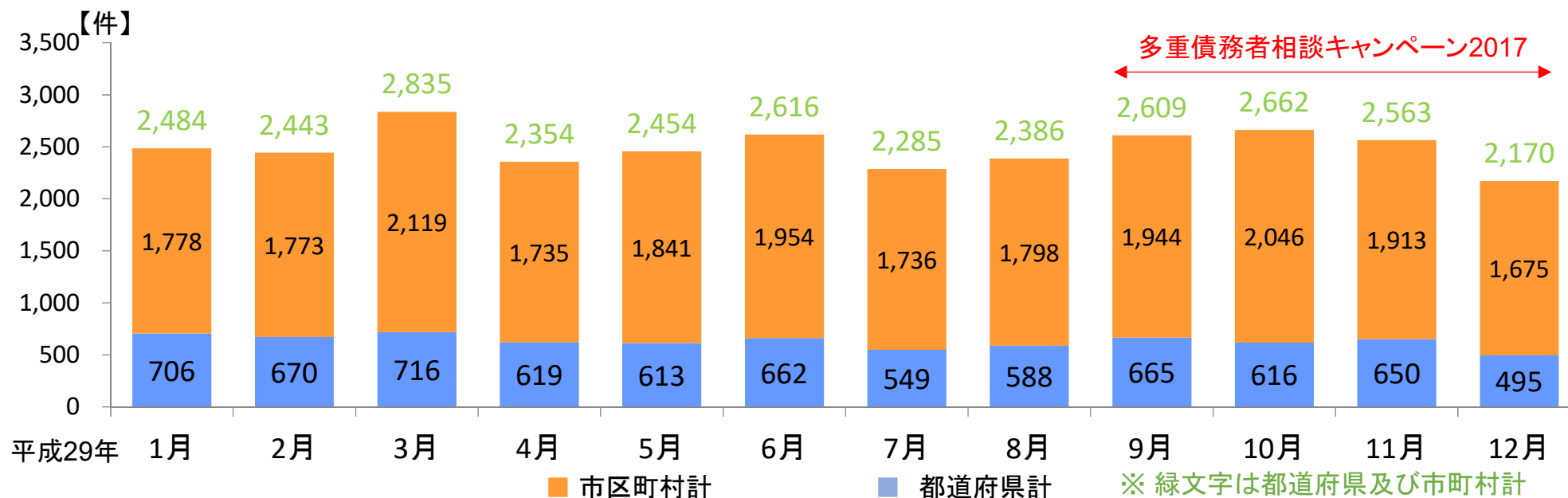


■相談者の年収(年収は世帯年収とする)

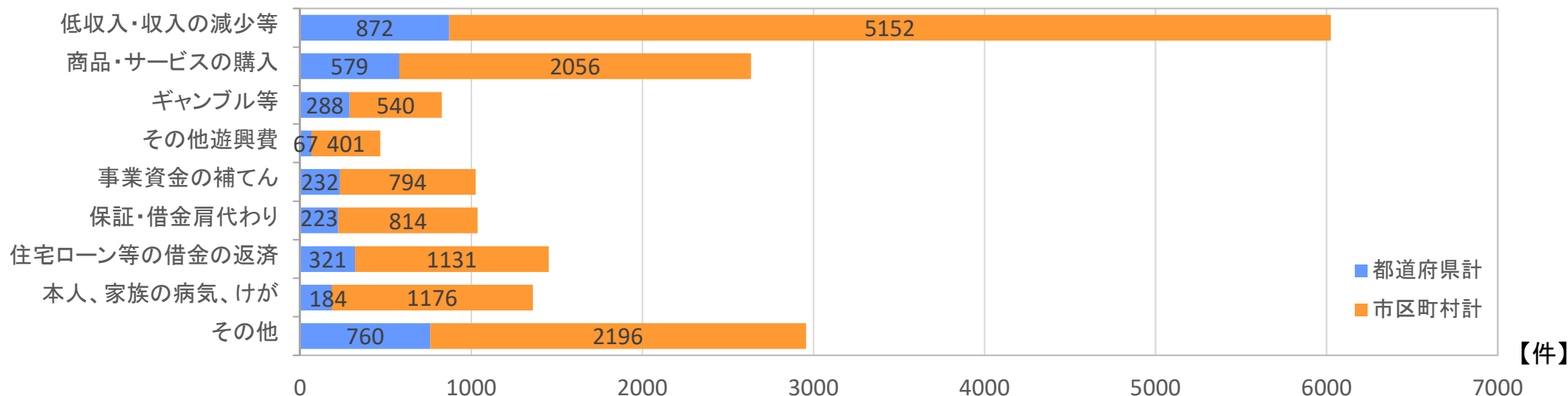


3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況（1）

■地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移



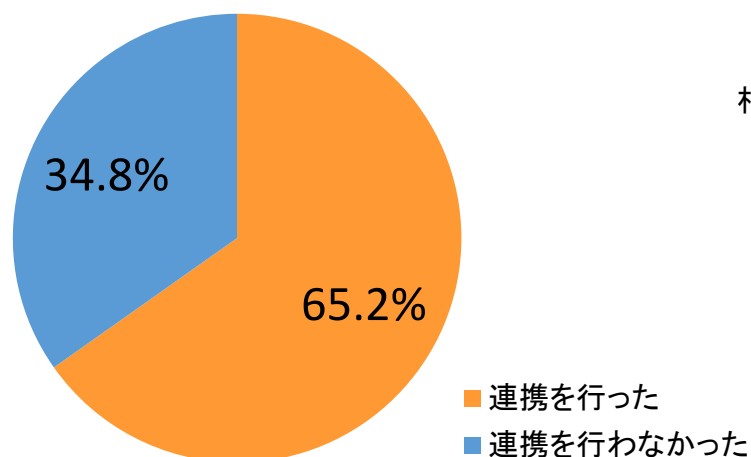
■相談者の借金をしたきっかけ(複数回答可)



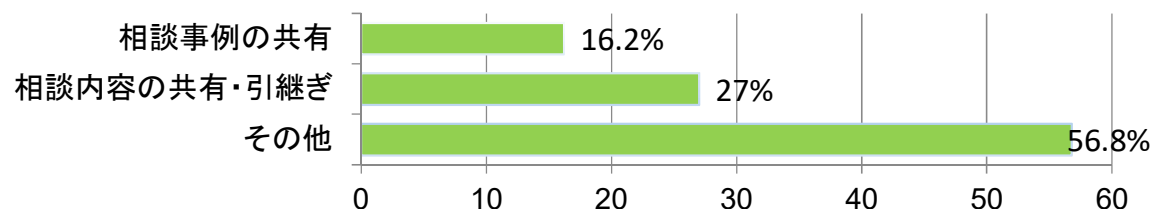
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況（2）

「多重債務者相談強化キャンペーン2017」における生活困窮者自立支援事業等と相談窓口との連携状況

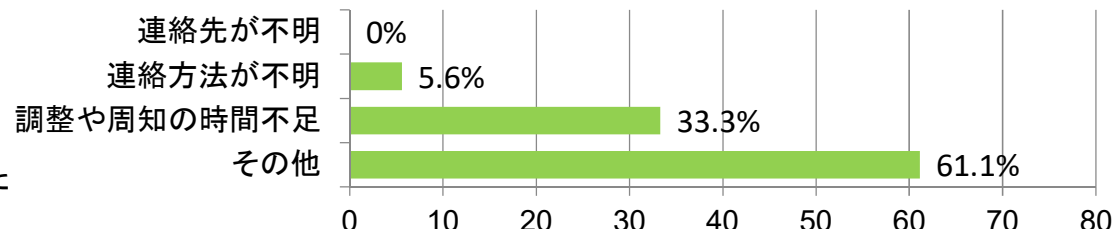
■ 都道府県における連携状況



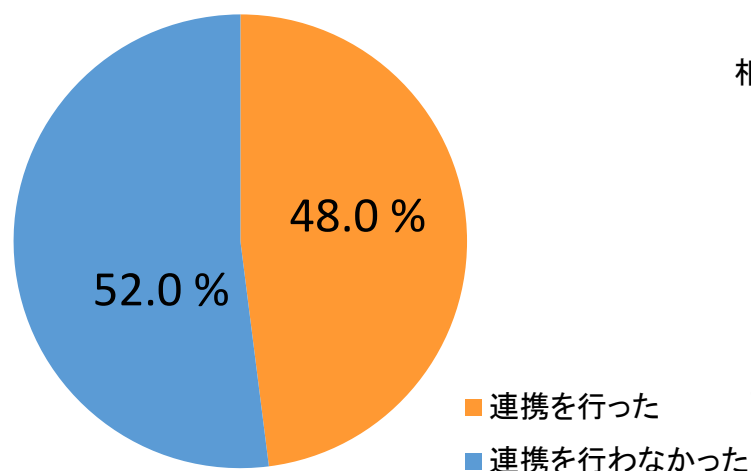
＜連携の内容＞



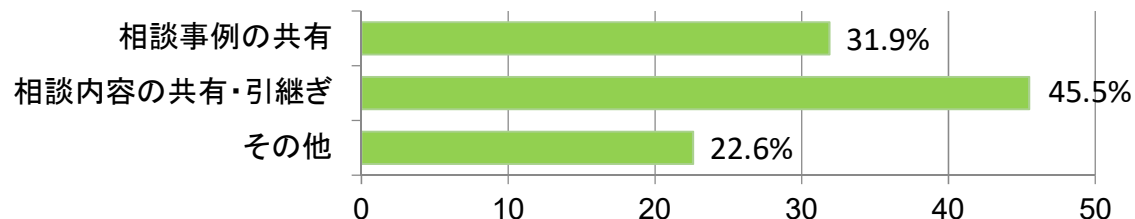
＜連携を行わなかった理由＞



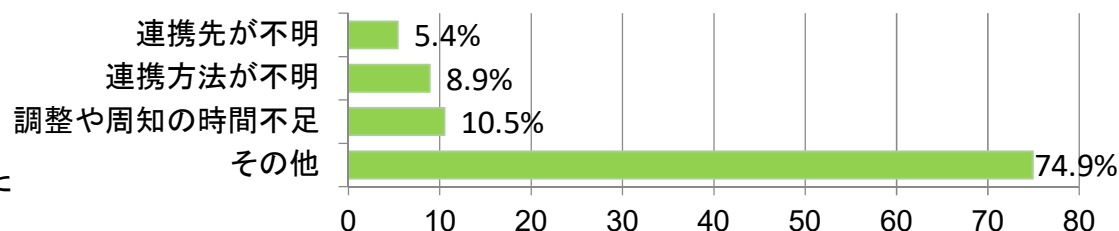
■ 市区町村における連携状況



＜連携の内容＞



＜連携を行わなかった理由＞

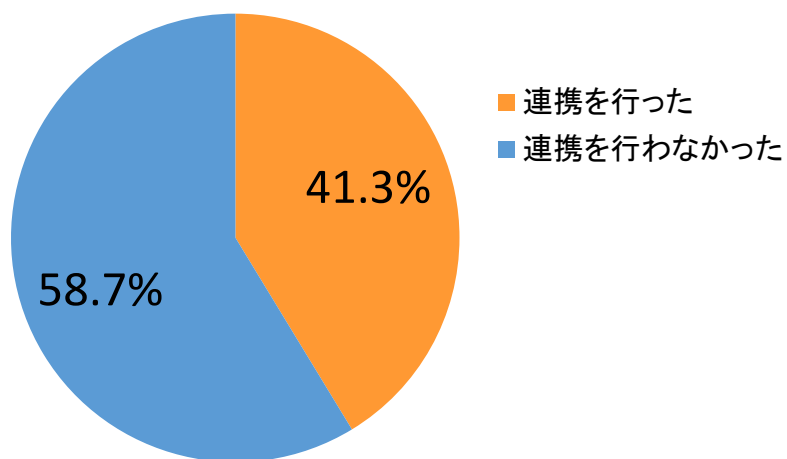


金融庁アンケート調査結果を基に作成

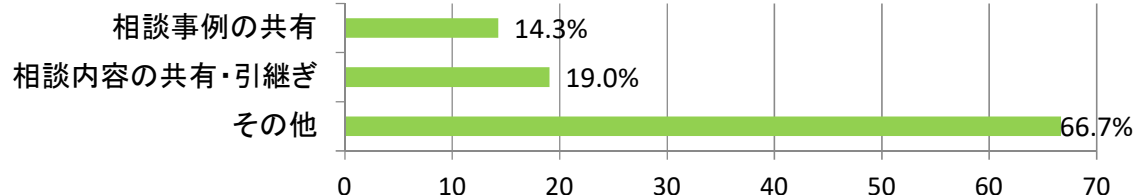
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況（3）

「多重債務者相談強化キャンペーン2017」におけるギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（都道府県）

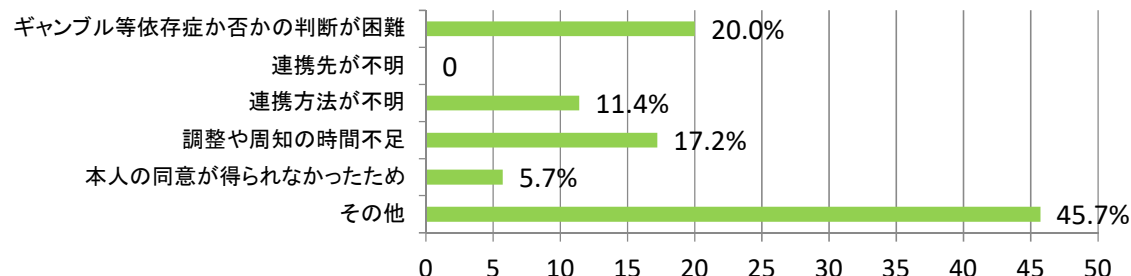
■ 精神保健福祉センター・保健所との連携状況



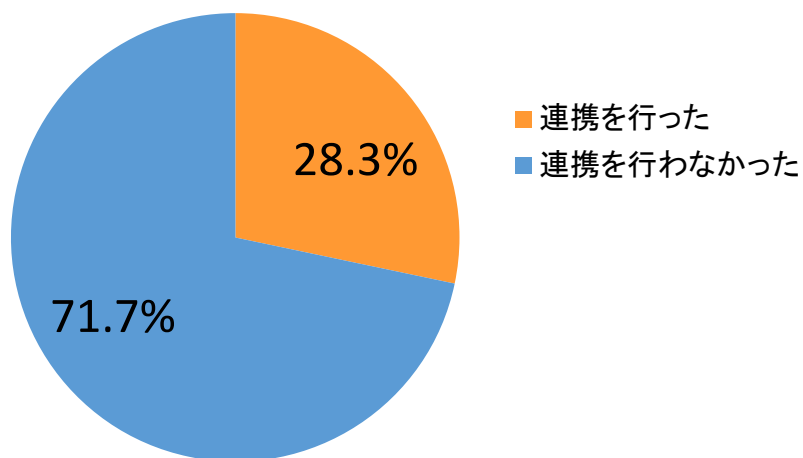
＜連携の内容＞



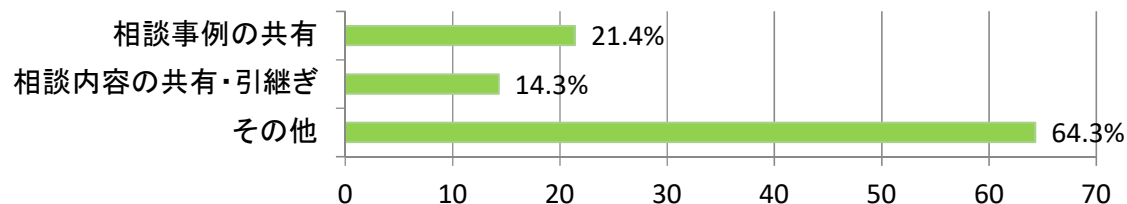
＜連携を行わなかった理由＞



■ 自助グループ等(※)との連携状況



＜連携の内容＞



＜連携を行わなかった理由＞

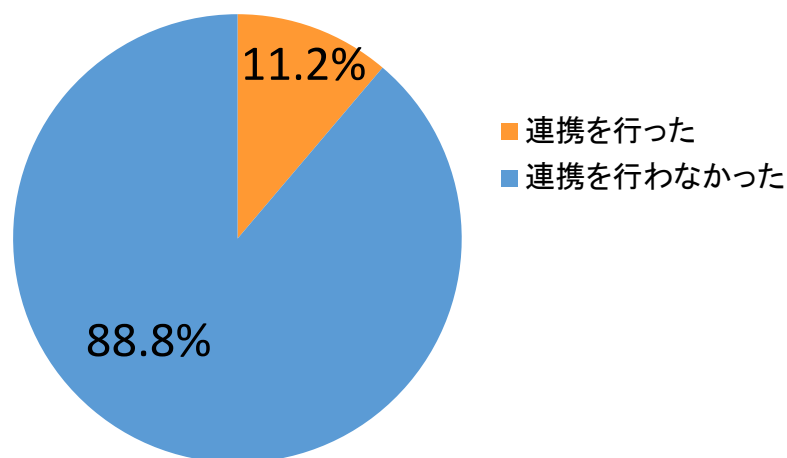


(※) 自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指します。

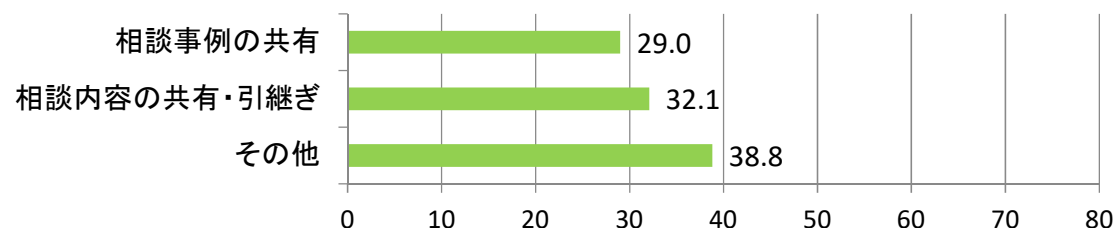
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(4)

「多重債務者相談強化キャンペーン2017」におけるギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況(市区町村)

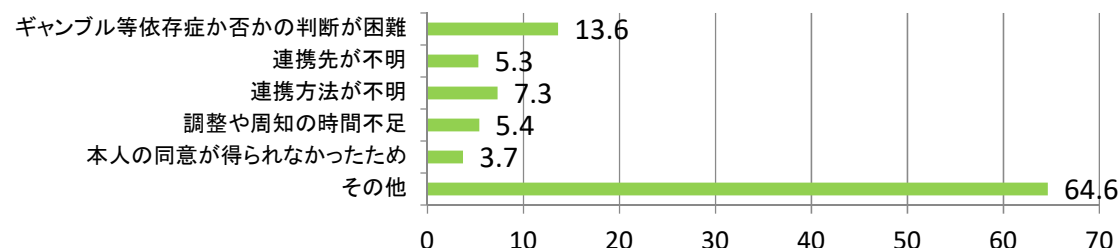
■ 精神保健福祉センター・保健所との連携状況



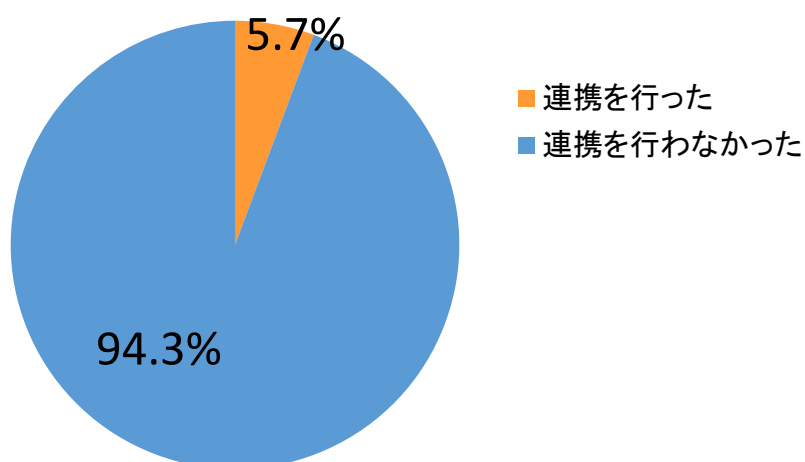
＜連携の内容＞



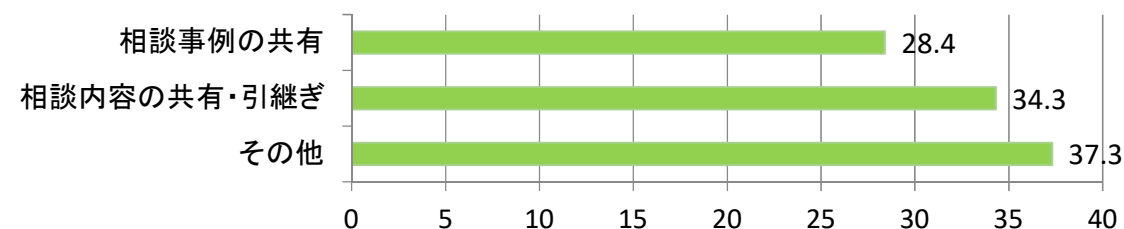
＜連携を行わなかった理由＞



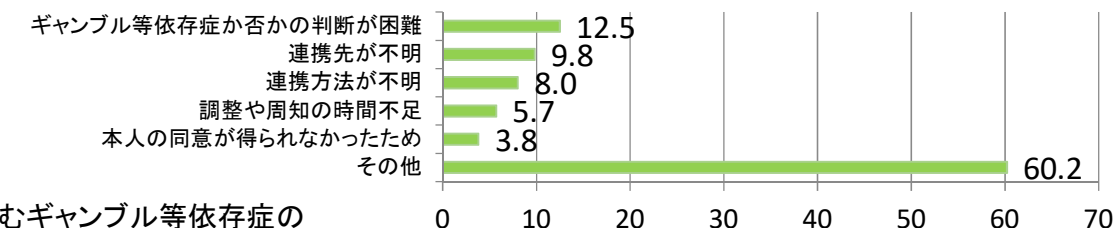
■ 自助グループ等(※)との連携状況



＜連携の内容＞



＜連携を行わなかった理由＞

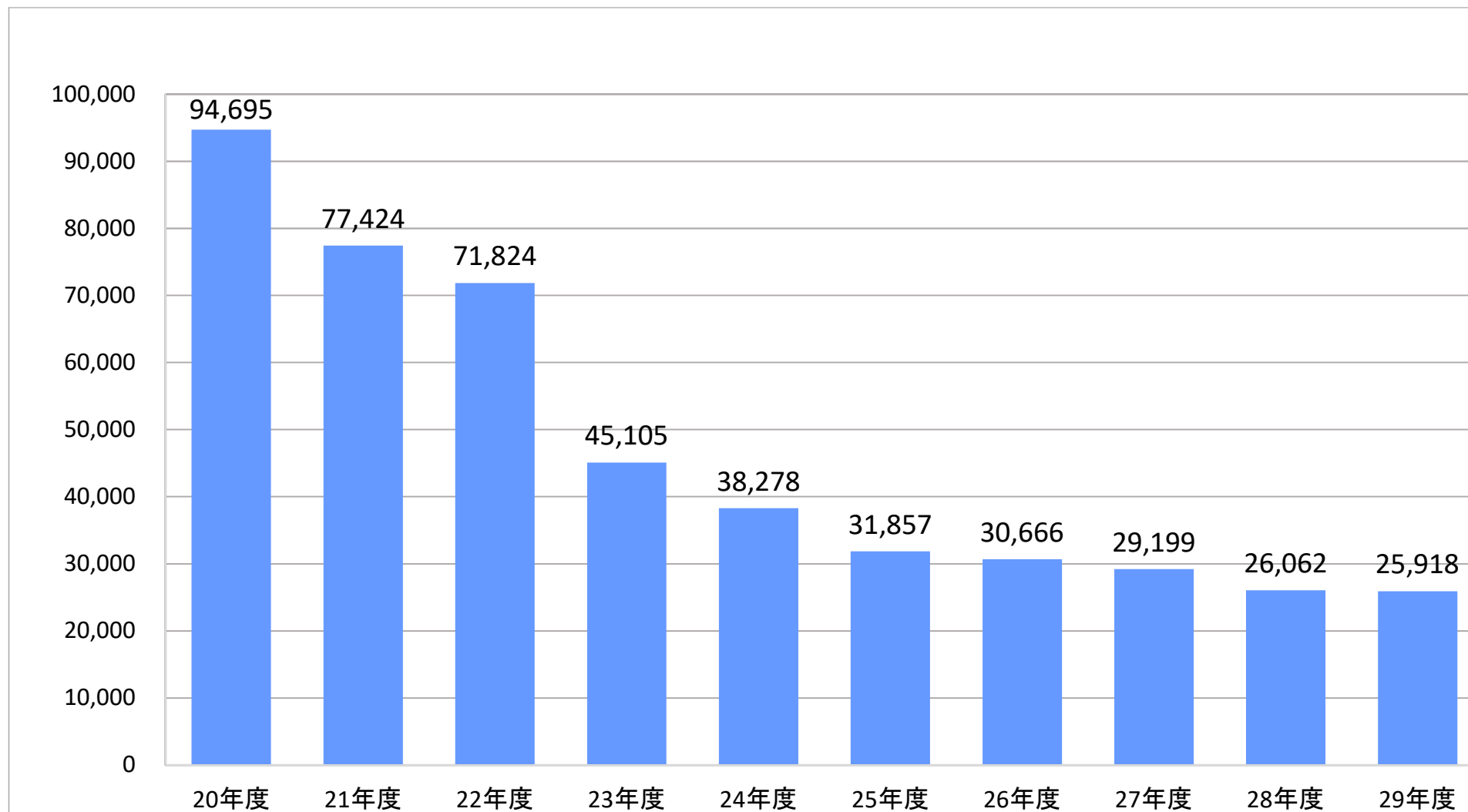


(※) 自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指します。

4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況（1）

平成30年6月
消費者庁

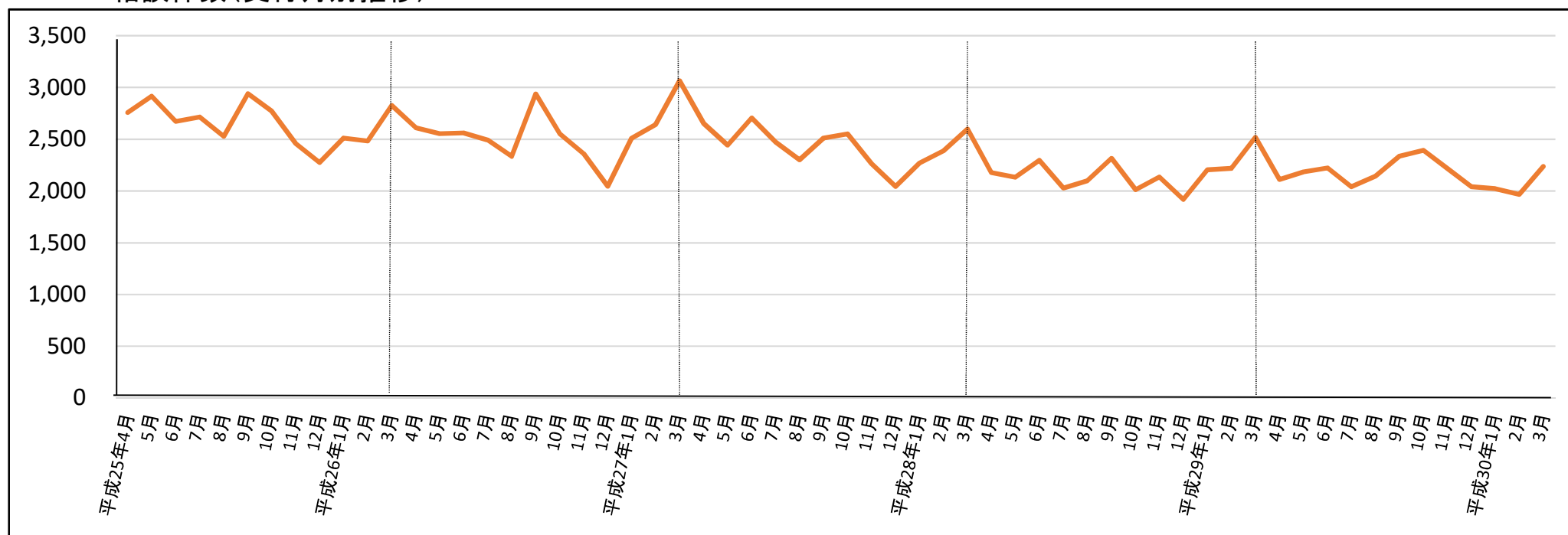
1－1. 相談件数（受付年度別推移）



（注）PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク）を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数。
（平成30年4月30日登録分まで）

4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況（2）

1－2. 相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数。

2. 相談事例

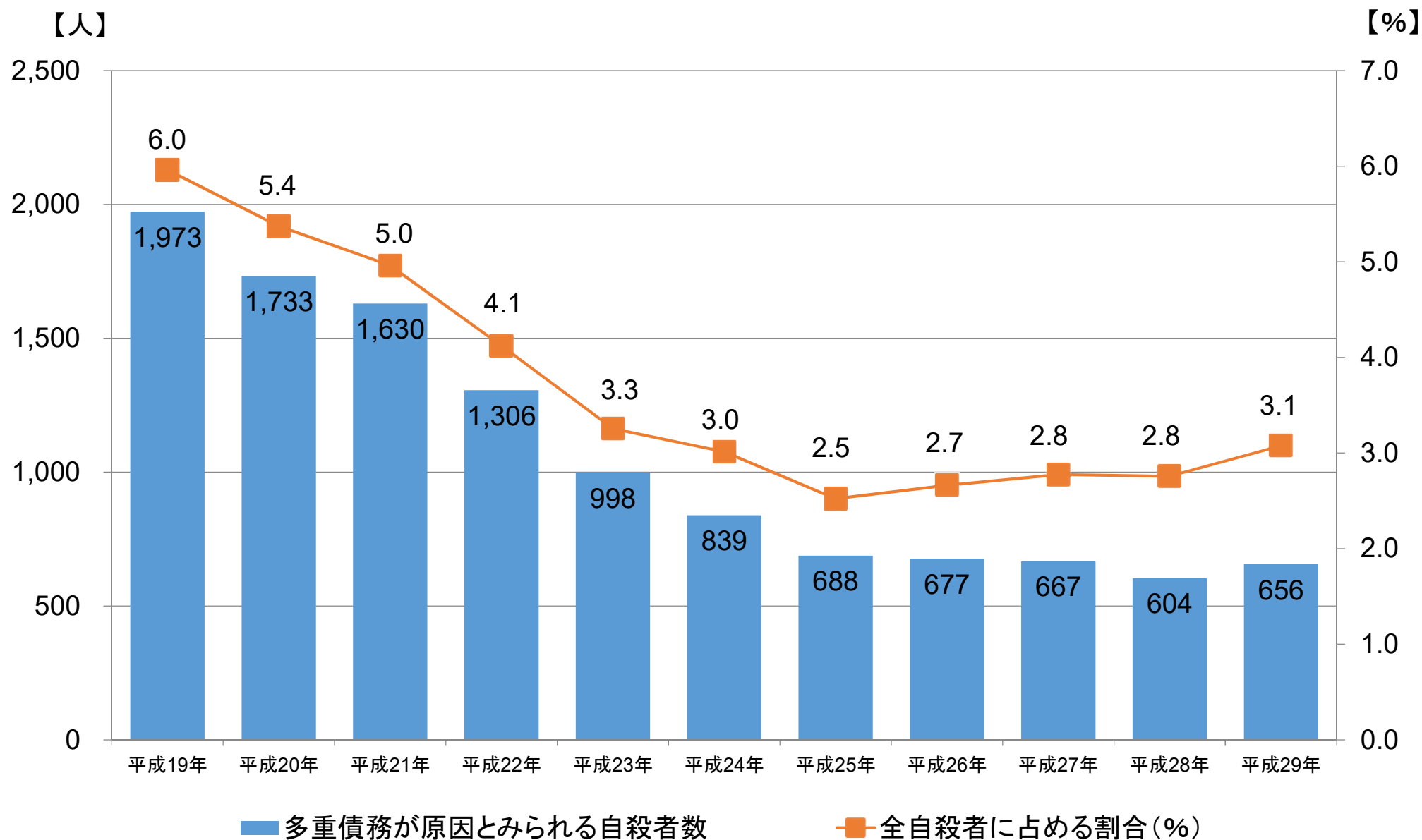
○学生の娘が最近クレジットカードを2枚契約。娘は金銭感覚が甘く心配。親が法的に娘のカードを解約することはできないだろうか。

○銀行カードローンやクレジットカードのキャッシングの借り入れが重なり返済できなくなった。自宅を売却しないで債務整理がしたい。

○サラ金5社に400万円の借金。体調を崩し無職であるが職を見つけ返済したい。請求金額が正しいか調べたいがどうしたらよいか。

○夫が5年前からギャンブルのため4社から借入している。多重債務無料法律相談を受けさせたいので予約を取りたい。

5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（1）



厚生労働省、警察庁統計を基に作成

5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（2）

■平成29年中の年齢階級別、職業別の自殺者数（原因・動機が多重債務の者のうち）

（1）年齢階級別自殺者数

原因・動機別		年齢階級別									
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	合計
負債 (多重債務)	計	1	59	120	146	187	112	29	2	0	656
	男	0	56	115	132	180	103	24	0	0	610
	女	1	3	5	14	7	9	5	2	0	46

（2）職業別自殺者数

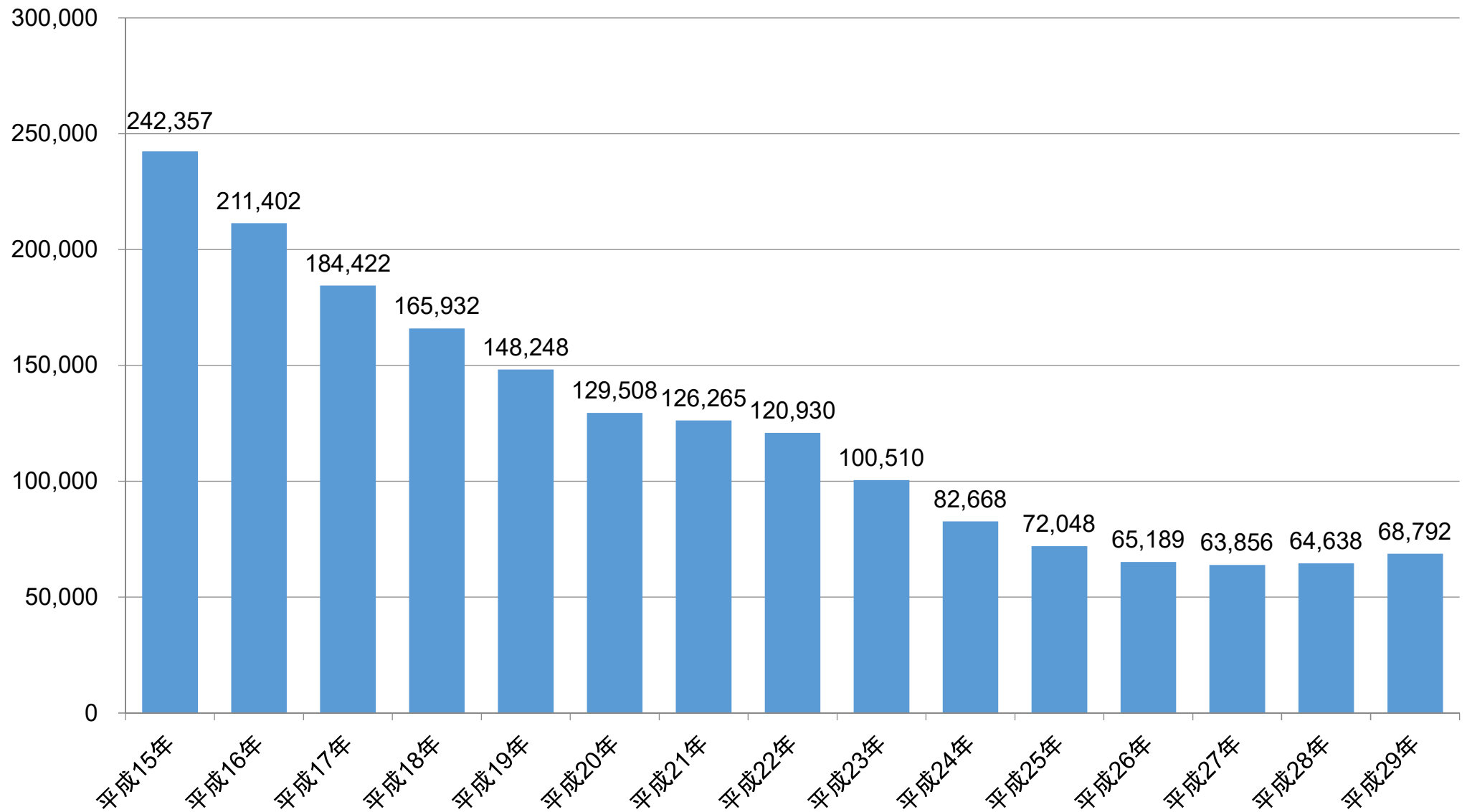
職業別 原因・動機別		自営業・家族従業者							自営業・家族従業者 合計	被雇用者・勤め人 専門・技術職					被雇用者・勤め人 管理的職業 事務職 販売従事者 サービス従事者															
		農・林・漁業	販売店主	飲食店主	土木・建築業自営	不動産業自営	製造業自営	その他の自営業主		教員	医療・保健従事者	芸能人・プロスポーツ選手	弁護士	その他の専門・技術職	議員・知事・課長以上の公務員		会社・公団等の役員		会社・公団等の部・課長		事務員	販売店員	外交員・セールスマン	露店・行商・廃品回収	美容師・理容師	調理人・パティンダー	飲食店店員	ホステス・ホスト	遊技場等店員	その他のサービス職
負債 (多重債務)	計	9	24	10	25	3	12	54	137	0	9	0	0	6	2	15	1	15	13	17	0	4	1	8	0	3	22			
	男	8	23	9	25	3	10	53	131	0	7	0	0	6	2	14	1	12	13	15	0	4	1	6	0	3	19			
	女	1	1	1	0	0	2	1	6	0	2	0	0	0	0	1	0	3	0	2	0	0	0	2	0	0	3			

職業別 原因・動機別		被雇用者・勤め人														被雇用者・勤め人	被雇用者・勤め人合計	有職者合計
		技能工						保安従事者		通信運輸従事者		労務作業者						
		建設職人・配管工	輸送・精密機械工	機械工(輸送・精密を除く)	金属加工工	食品・衣料品製造工	その他の技能工	警察官・自衛官・消防士等	その他の保安従事者	運輸従事者	通信従事者	土木建設労務作業者	運搬労務作業者	その他の労務作業者	その他			
負債 (多重債務)	計	11	4	8	5	6	25	8	5	19	1	23	13	37	54	335	472	
	男	11	4	8	5	6	24	8	5	19	1	23	13	36	50	316	447	
	女	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4	19	25	

職業別 原因・動機別		無職											無職				無職 合計	不詳	合計
		学生・生徒等						学生・生徒等 計	無職者			無職者		無職者 計					
		未就学児 童	小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校 生等		主婦	失業者	利子・配 当・家賃 等生活者	年金・雇 用保険等 生活者	浮浪者		その他の 無職者				
負債 (多重債務)	計	0	0	0	0	0	1	1	5	38	3	35	3	85	169	170	14	656	
	男	0	0	0	0	0	0	0	0	36	2	29	3	79	149	149	14	610	
	女	0	0	0	0	0	1	1	5	2	1	6	0	6	20	21	0	46	

（出典）厚生労働省・警察庁統計

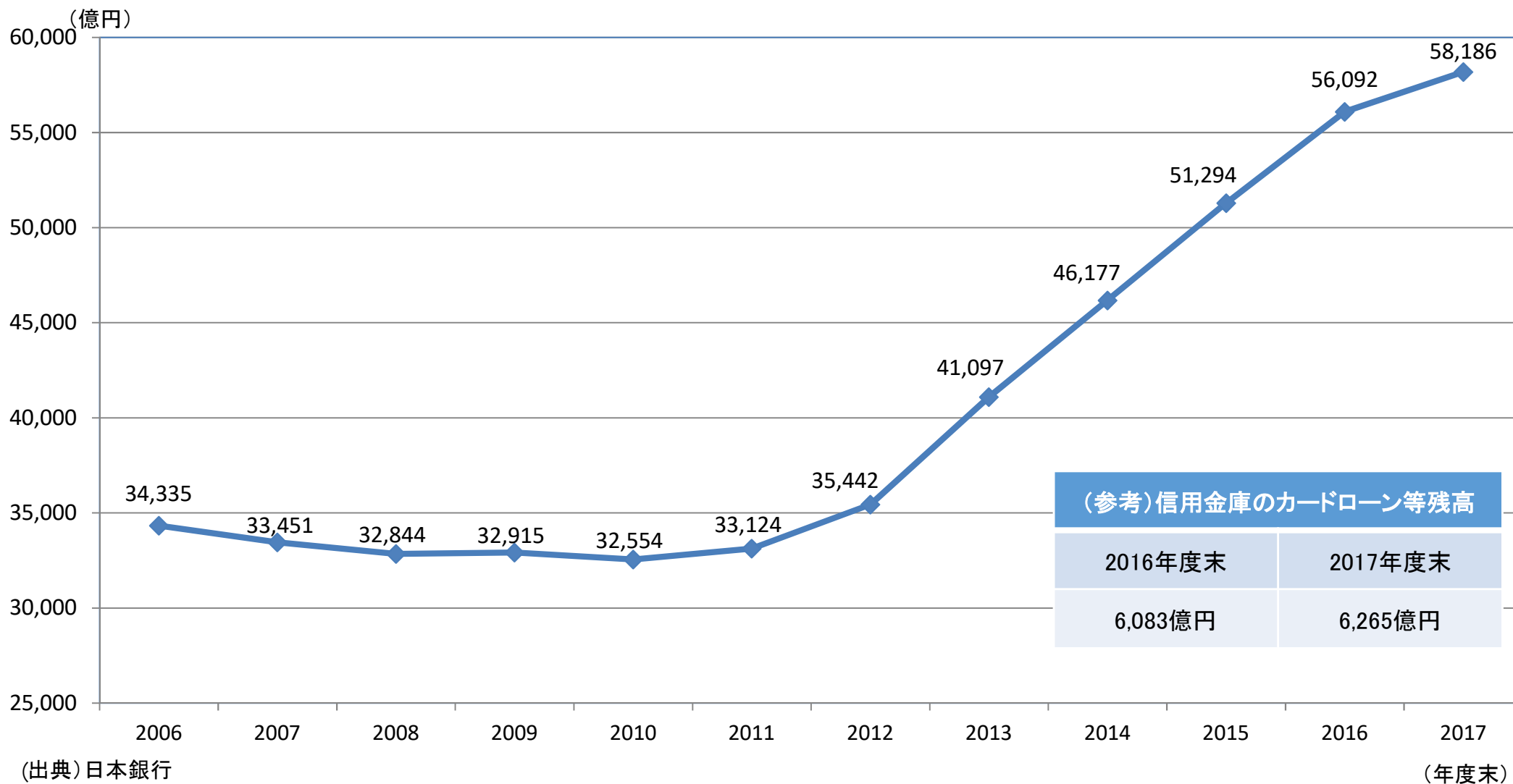
6. 自然人の自己破産事件の新受件数



(出典)平成28年までは司法統計、平成29年は司法統計月報(速報値)

7. 銀行カードローンについて

○ 国内銀行のカードローン等残高の推移

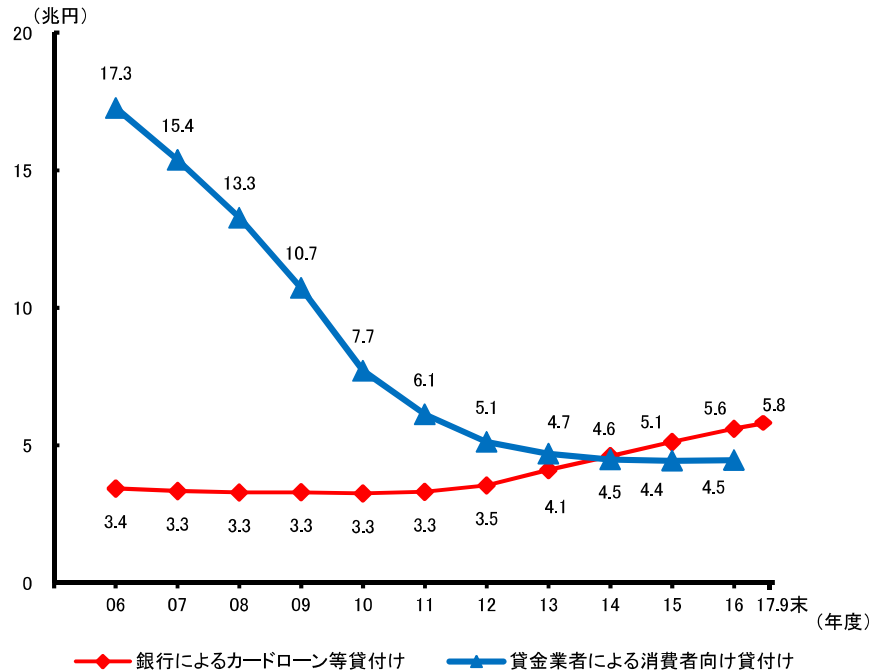


銀行カードローン検査の概要

※ 平成30年1月26日公表資料
(「銀行カードローン検査 中間とりまとめ 主なポイント」)

- 銀行カードローンについては、低金利環境を背景に近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているとの批判
- 各銀行において、全国銀行協会の「申し合わせ」(2017年3月)を踏まえ、業務運営の適正化を行っているが、金融庁は、**2017年9月より、業務運営の詳細な実態把握を行うために検査を実施**
- 検査対象行(2017年12月末現在): 12銀行(残高の多い先を中心に選定。残高全体の約6割をカバー)

国内銀行によるカードローン等残高と
貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移

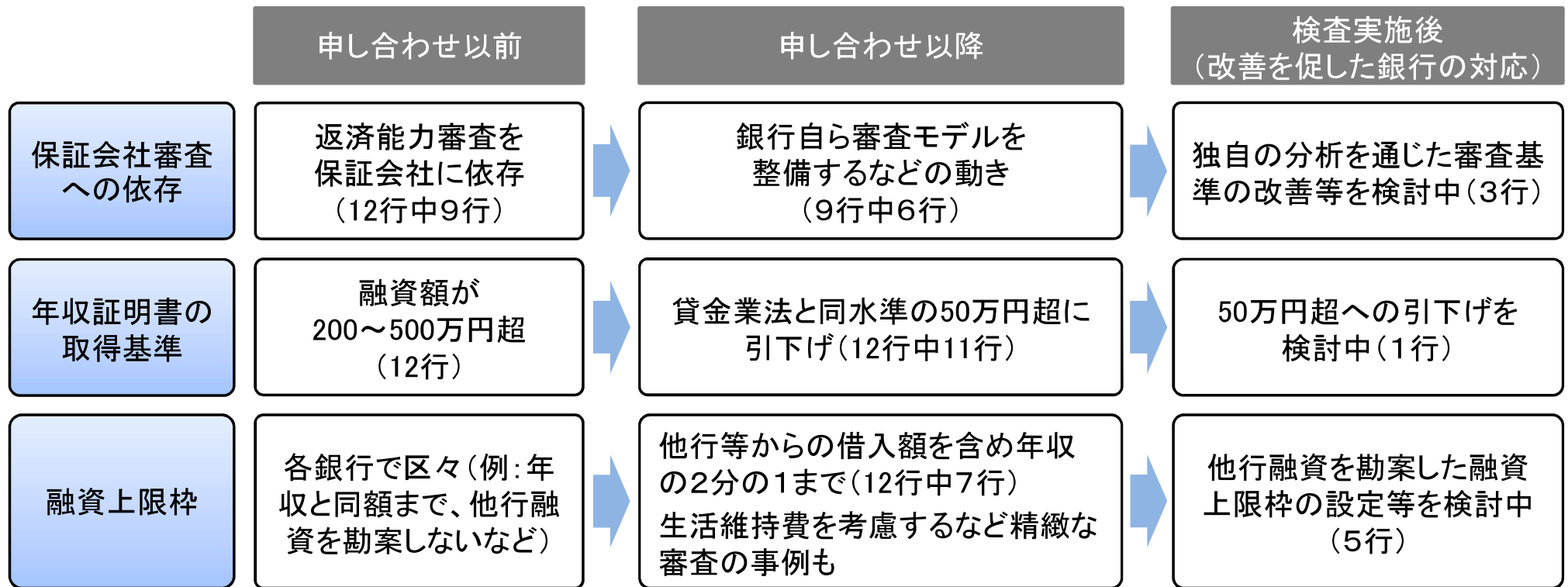


(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。
(資料)貸金業関係資料集(金融庁)及び日本銀行資料より、金融庁作成

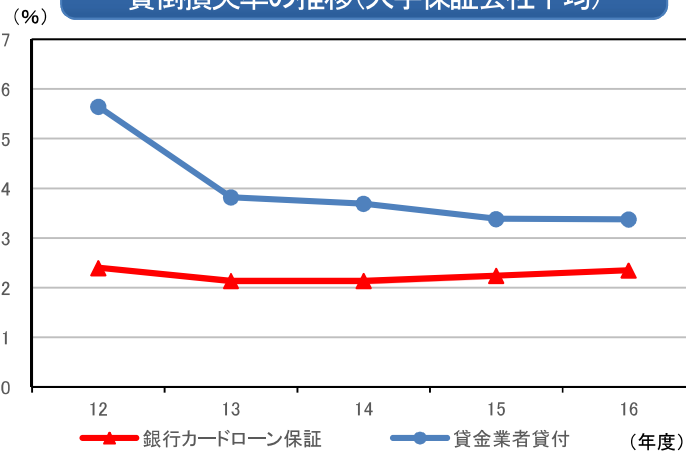
主な着眼点

- ①保証会社の審査に過度に依存していないか
- ②過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢(年収証明書の取得、融資上限枠の設定など)が構築されているか
- ③融資実行後も、定期的に顧客の状況変化を把握しているか
- ④配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
- ⑤支店や行員に対する業績評価体系

主な検証結果 (1)



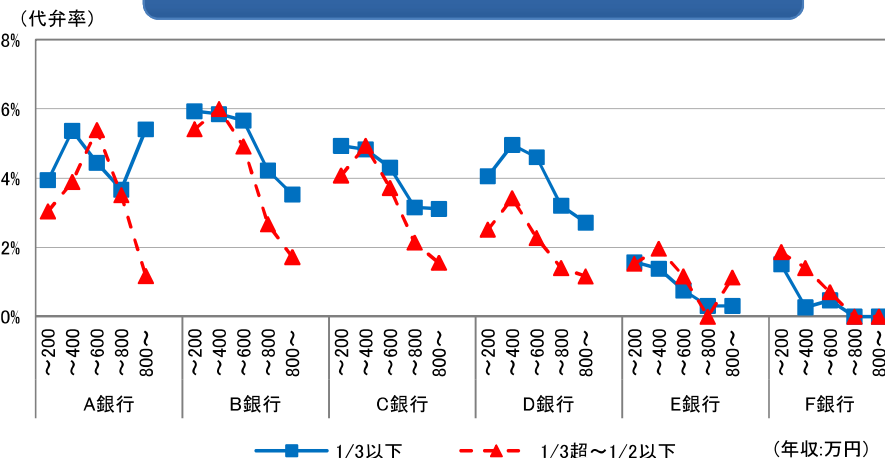
銀行カードローン・貸金業者貸付別の貸倒損失率の推移(大手保証会社平均)



(注) 貸倒損失率

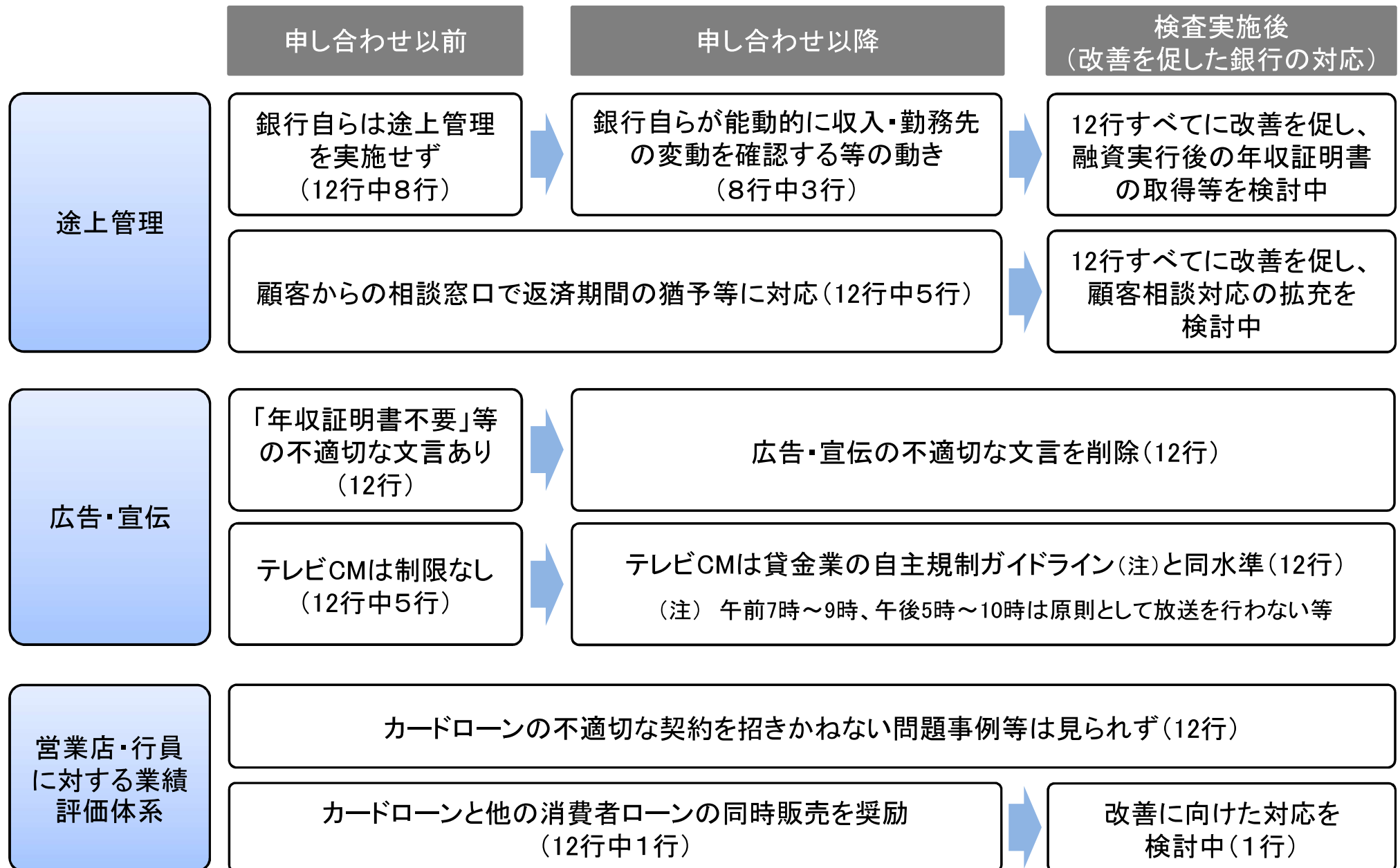
- ・ 銀行カードローン保証: 貸倒損失額/(信用保証残高+求償債権残高+破産更生債権残高)
- ・ 貸金業者貸付: 貸倒損失額/(営業貸付金残高+破産更生債権残高)

債務比率別の年収と代弁率の状況



(注) 他行等からの借入額を含め年収の2分の1までとする7行のうち、比較可能なデータを有する6行を掲載

主な検証結果 (2)



残された課題、今後の対応

残された課題

- **途上管理**
 - ✓ **顧客の状況変化を把握し、多重債務の発生抑制や利用者保護等の対応に繋げていく必要**
 - ✓ **カードローンの返済等に係る顧客からの相談を受け付ける窓口や救済措置の拡充が重要**
- **カードローン以外の消費者向け貸付けへの対応**
 - ✓ **フリーローンをはじめとする他の消費者向け無担保貸付についても、カードローンと同様の改善が必要**
- **顧客の借入状況の把握に向けた課題**
 - ✓ **銀行カードローンの貸付額や保証額について、信用情報機関に登録される情報の精度にばらつき**

今後の対応

- **検査実施先については、これまでの検査を通じて、多重債務の発生抑制や利用者保護等の観点を踏まえた態勢の整備に一定の改善が見られる**
- **金融庁においては、検査実施先の改善状況をフォローアップし、取組みの実効性を注視するとともに、顧客相談窓口の拡充、信用情報機関に登録される情報の精緻化を含め、残された課題についても改善を促していく**
- **加えて、今後、銀行カードローンを取り扱っている全先に対し、検査を含めたモニタリングを継続していく**

8. ギャンブル等依存症対策の動向 ①これまでの経過

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成28年法律第115号)の附帯決議により、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化することが求められているところ。
- 幅広くギャンブル等依存症全般について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって包括的な対策を推進するため、関係閣僚会議を開催。

参・内閣委における附帯決議(平成28年12月13日)

- ・ ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。

ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議

[構成員]

(主宰) 内閣官房長官

(その他の構成員) 総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、国家公安委員会委員長

[開催実績]

- ・第1回 平成28年12月26日 幹事会を設置し、今後の進め方を確認。
- ・第2回 平成29年3月31日 「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」を取りまとめ。
- ・第3回 平成29年8月29日 「ギャンブル等依存症対策の強化について」を取りまとめ。

②主要事項の進捗状況

【「ギャンブル等依存症対策の強化について」に盛り込まれた主な事項(多重債務等に関わるもの)の進捗状況】

(1) 消費者向けの注意喚起、普及啓発用資料の作成

➡ 平成30年3月、金融庁、消費者庁等9省庁の連名で、消費者向けの注意喚起資料を公表。

(2) 多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化 相談員に対する専門的な研修の実施、対応マニュアルの整備

- ➡ ① 平成29年10月以降、(独)国民生活センターにおいて、消費生活相談員等を対象とした研修を実施(平成30年度も継続実施の予定)。
- ② 平成30年3月、金融庁及び消費者庁の連名で、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを策定。

(3) 消費生活センター等の相談窓口機能の維持・強化

➡ 地方消費者行政において、ギャンブル等依存症への対応を始めとする国の重要課題への対応の中で、消費生活センター等の相談窓口機能の維持・強化への期待・必要性が高まっていることから、平成30年度予算において「地方消費者行政強化交付金」を創設し、ギャンブル等依存症への対応を含む国の重要課題に積極的に取り組む地方公共団体を支援。

(4) 日本貸金業協会及び全国銀行協会における対策

- ➡ ① 平成30年3月、日本貸金業協会において自主規制規則(貸付自粛対応に関する規則)の改正を行い、平成30年4月以降、ギャンブル等依存症を理由とする申告を貸付自粛の対象化
- ② 全国銀行協会においても、平成30年度を目処に、ギャンブル等依存症を理由とする申告を貸付自粛の対象とする制度を導入

③消費者向けの注意喚起

- 消費者庁及び金融庁のほか、内閣官房、厚生労働省などを含む9省庁が連携して注意喚起を実施。
(平成30年3月30日付けで公表)

【特色1】

ギャンブル等依存症により生じる影響のほか、ギャンブル等依存症に留意すべき場合を紹介。

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。例えば、うつ病を発症するなどの健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることもあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておく症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

そこで、ギャンブル等依存症に関する注意事項や、対処に困った場合の相談窓口をお知らせします。相談の内容に応じ、これらの窓口をご利用ください。

■こんな行動に心当たりのある方はギャンブル等依存症に注意！

- 興奮を得るために、使用金額を増やしてギャンブル等をする。
- ギャンブル等をするのを中断したり、中止したりすると落ち着かなくなる、またはイライラする。
- ギャンブル等をするのを制限しよう、減らそう、またはやめようとしたが成功しなかったことがある。
- しばしばギャンブル等に心を奪われている。
- 苦痛の気分やときにギャンブル等をする人が多い。
- ギャンブル等の負けを取り戻そうとして別の日にギャンブル等をすることがある。
- ギャンブル等へののめり込みを隠すためにウソをつく。
- ギャンブル等によって大切な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらしたり、失ってしまったことがある。
- ギャンブル等によって引き起こした絶望的な経済状態から免れるために、他人にお金を出してくれるよう頼んだことがある。

(DSM-5に即して記載。)

【特色2】

御本人や御家族が留意すべき事項や、相談窓口の連絡先を紹介。

■ギャンブル等依存症からの回復に向けて

○本人にとって大切なこと

- 小さな目標を設定しながら、ギャンブル等をしない生活を続けるよう工夫し、ギャンブル等依存症からの「回復」、そして「再発防止」へとつながていきましょう(まずは今日一日やめてみましょう。)
- 専門の医療機関を受診するなど、関係機関に相談してみましょう。
- 同じ悩みを抱える人たちが相互に支えあう自助グループに参加してみましょう。

○家族にとって大切なこと

- 本人が回復に向けて自助グループに参加することや、借金の問題に向き合うことについては、「主体性」が重要です。ギャンブル等依存症が病気であることを理解し、本人の健康的な思考を助けるようにしましょう。借金の肩代わりは、本人の立ち直りの機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。
- 専門の医療機関、精神保健福祉センター、保健所にギャンブル等依存症の治療や回復に向けた支援について相談してみましょう。また、消費生活センター、日本司法支援センター(法テラス)など借金の問題に関する窓口は、借金の問題に家族はどう対応すべきか相談してみましょう。
- 家族だけで問題を抱え込まず、家族向けの自助グループにも参加してみましょう。

<ご相談は、各窓口まで>

《借金問題を相談する窓口》

○消費者ホットライン「188(いやや!)」(局番なしの3桁番号)

※ どこへどのように相談してよいか分からないときは、ひとまず「188」へお電話ください。

※ 原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html

○多重債務者向け無料相談窓口(各地方ブロックの財務局内)

※ 専門の相談員が借入の状況などをお聞きし、必要に応じて専門家をご紹介します。

<http://www.fsa.go.jp/soudan/index.html>

④相談員向けの対応マニュアル

- 消費者庁及び金融庁において、関係省庁の協力を得て、多重債務者相談窓口等にギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルを作成。
(平成30年3月30日付けで公表)

【一般的な対応フロー】

1 相談者来訪前の準備

- ① 地域の自助グループ等を含め、関係機関へ円滑につながる（情報共有・情報連絡）ができるよう、精神保健福祉センターや保健所との間で関係機関の連絡先を共有します。
- ② 相談者（御本人^(注)）又は御家族）からの相談内容を的確に把握できるよう、ギャンブル等依存症及びギャンブル等に関する一般的な知識を把握しておきます。

(注) ギャンブル等依存症に陥っている方(陥っている可能性のある方を含みます。)をいいます。

2 相談者来訪時

- ① 相談者に安心してもらえるようにします。
- ② 借金の状況を確認めながら、ギャンブル等へののめり込みの状況を確認するための質問をし、御本人の反応を見ます。
- ③ 質問に対する御本人の反応から、ギャンブル等へののめり込みがうかがえる場合、医療機関、精神保健福祉センター、保健所への相談状況など、回復に向けた取組状況を質問するようにします。

<以降は、御本人にギャンブル等へののめり込みの状況がうかがえる場合に該当する手順ですが、御家族に関係機関の連絡先を情報提供すること等は、基本的に、支障ありません。>

3 ギャンブル等依存症の治療等のための機関の紹介

- ① 債務の整理のための機関へのつながりは、多重債務者相談の場合と同様です。
- ② 新たな債務の問題を発生させないためにも、御家族が借金の肩代わりをすべきでないことを理解できるようにします。

4 関係者間のコミュニケーションの確保

- 御本人は病気であると認めたがらない場合があり、御本人に専門機関の連絡先を伝えるだけでは、借金の問題の解決にならない可能性があります。つなぐ際に、御家族ともコミュニケーションを図るよう留意します。

- 本マニュアルは、借金の問題の対応については、多重債務者相談のための手引きを基礎になされることを念頭に、ギャンブル等依存症に陥っていると考えられる方への対応時に追加的に留意することが想定される事項を中心に整理したもの。

【主な特色】

- 「相談者来訪前」、「相談者来訪時」、「治療等のための機関の紹介」及び「関係者間のコミュニケーションの確保」の各段階に応じ、必要な対応事項を整理。
- 自助グループ等を含め、円滑なつながりのための連絡先を共有することを明示。
- 相談者の反応を見ながら、借金の問題と合わせて、ギャンブル等へののめり込み状況を把握するための質問をするようにすべきことを明示。
(※ 質問事項のイメージも、補足資料に掲載)
- 御家族が借金の肩代わりをすべきではないことを理解してもらうべきことを明示。
- 御本人が専門機関を訪問するよう、御家族を含めたコミュニケーションを確保すべきことを明示。